○文部科学省告示第二十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡及び名勝に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年三月一日

文部科学大臣　馳　浩

名称	所在地	地域
西山御殿跡（西山荘）	茨城県常陸太田市新宿町字西山	五九〇番、五九一番、五九一番一、五九一番二、五九一番三、五九一番四、一四三五番二、一四三五番四
	同　字西山谷津	五八五番一、五八六番、五八七番、五九二番

○文部科学省告示第二十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を名勝及び天然記念物に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年三月一日

文部科学大臣　馳　浩

名称	所在地	地域
屏風ケ浦	千葉県銚子市	別図の通り。 備考　別図は省略し千葉県教育委員会及び銚子市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。（参考図参照）

屏風ケ浦　指定地域参考図

